

平成26年12月25日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による家族移送費(以下、単に「家族移送費」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、請求人の被扶養者であるAの脊髄硬膜外血腫(以下「当該疾病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日に、同人を、a病院(以下「a病院」という。)からb病院(以下「b病院」という。)まで移送する必要があったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、家族移送費の支給を申請した。
- 2 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「緊急その他やむを得ないと認められないため。」として、家族移送費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 家族移送費の支給については、法第112条第1項に「被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、被保険者に対し、第97条第1項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。」、同条第2項には「第97条第2項……の規定は、家族移送費の支給について準用する。」と規定され、法第97条第2項には「前項の移送費は、厚生労働省令で

定めるところにより、保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。」と規定されている。

そして、移送費の支給が必要と認める場合については、法施行規則(以下「法規則」という。)第81条に「保険者は、被保険者が次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。1

移送により法に基づき適切な療養を受けたこと。2 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。3 緊急その他やむを得なかったこと。」と規定され、法規則第95条において「第80条から83条までの規定は、家族移送費の支給について準用する。」と規定されている。

- 2 本件の場合、支部長が、第2の2記載の理由で原処分をしたことに對して、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件家族移送費の請求が、移送費の支給が認められる法規則第81条に定める「緊急その他やむを得なかったこと」に該当すると認められないかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 当審査会の判断

- 1 審査資料によれば、以下の記載があることが認められる。「略」
- 2 上記1で認められた事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
 - (1) 資料1によると、対象者(請求人の子)は、平成〇年〇月〇日に、旅館の5階から転落し、a病院に緊急入院し、胸椎、腰椎以下骨折損傷(胸・腰椎損傷を含む。)と診断され、経過観察(資料3-1)の後、同年〇月〇日に、「上記で、安静臥床で搬送を要する」との医師の意見(資料2)により、a病院からb病院までを民間救急車で搬送された。そして、b病院はc科・d科の連携が密であり、担当医の病状理解も深かったとされていること(資料4)からすれば、前記第3の1記載の

移送費の支給が認められる3つ要件のうち、1及び2の2つは該当すると考えられるが、ここで判断すべきは、この移送が、「緊急その他やむを得なかった」と認められるか否かである。

しかるに、資料4によると、B医師は、「当院で治療継続は可能であったが、自宅が〇〇であり、入院期間が長期に及ぶ可能性が非常に高かったため、御家族の通院・介護の負担を考慮すると転院が患者にとって最善だったと考える」として家族の負担を考えての転院であったこと、また、b病院はc科とd科の連携が密であり、担当医の患者の病状理解と転院の必要性についての理解があったこと、患者の自宅の近くであることを転院の理由として回答し、緊急性については言及していない。

さらに、資料3-1によると、対象者はa病院に緊急入院しているが、平成〇年〇月〇日に入院してから同年〇月〇日に移送されるまでの期間、集中治療室において経過観察がなされているものの、特別な治療は受けていないことが認められ、少なくともその期間内に緊急手術をしなければならぬと認められるような事実の記載はない。仮に緊急手術が必要になり、同病院で対応できないと判断される事態が生じた場合は、病院側の判断で、ヘリコプターを要請するなり、医師が同乗しての緊急搬送となるのが一般的である。

請求人は、「万が一の場合に大手術となり、その手術を担当できる医師が当院にはおらず、b病院に転院した方が良い。」と説明を受けたことをもって、万が一の場合に対応できる医師の不在は、何かあった時には命の危険にさらされることであり、緊急およびやむを得ない転院であると主張するが、近年医療現場においては、インフォームド・コンセント（注：正しい情報を伝えられた上での合意の意。）が厳しく要求され、医師が患者及び患者家族

に病状、治療方法、予後を説明する場合には、取得しうる最新の情報を提供し、できるだけ詳しく、わかりやすく説明するように義務付けられていることから、請求人は、起きうる可能性のある事柄として上記の説明を受けたものと推察される。しかしながら、実際に緊急事態が起こったわけではなく、その場合は医療側の責任において、上述のような対策がなされるはずであるから、説明を受けた内容をもって、直ちに緊急やむを得ない事情があったものと認めることはできない。したがって、本件の移送は「緊急その他やむを得なかったこと。」には該当しない。

- (2) 以上によれば、本件家族移送を支給しないとした原処分は相当であり、取り消すことはできないので、主文のとおり裁決する。